

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和5年度進捗状況報告書 施策の方向Ⅴ 相談及び救済(条例第5章)										令和5年度の達成度(1～5の5段階評価で入力) 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った				
施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅴ 相談及び救済 子どもが相談しやすい環境の整備を進め、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。	(23) 人権オンブズパーソンによる相談・救済 人権オンブズパーソンが子どもの権利の侵害についての相談及び救済を行います。	44 人権オンブズパーソンが、子どもの権利に関する相談や救済の申立てを受け付けます。また、人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、相談事例の紹介や人権の大切さの話をすることなどにより、子どもが気軽に相談できるように制度の周知と利用の促進を図ります。	35条		369	196	人権オンブズパーソン相談・救済事業（再掲）	■目的・目標：子どもの権利の侵害について、相談及び救済の申立てを簡易に、かつ安心して行うことができ、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に救済を図ります。 ■事業概要：子どもの権利の侵害に関する相談に対する助言及び支援を行うとともに、関係機関と連携して 救済申立てに関する調査・調整等を実施します。	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。 相談受付件数74件（内 救済申し立て件数8件）	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者一人ひとりの状況等を的確に把握し、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。	子どもの権利の侵害に関する相談について、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を継続していかねばなりません。また、救済申立てについては、関係機関等と連携し迅速かつ的確な調査・調整等を行うことが求められます。	3	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当
							人権オンブズパーソン広報・啓発事業（再掲）	■目的・目標：子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡易に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について広報します。 ■事業概要：人権オンブズパーソン子ども相談カードやポスター、パンフレットの配布や動画の放映等を行い、制度の周知と利用の促進を図ります。	人権オンブズパーソン子ども相談カードを110,000部印刷し、市内の小・中学校（特別支援学校及び私立含む）等の児童・生徒に配布したほか、啓発チラシを92,000部印刷し、市内の保育園・幼稚園を通じてその保護者や市内の高等学校（県立含む）の生徒、こども文化センター及び児童養護施設に配布しました。また、啓発チラシの表面をポスターとして学校などの関係施設にて掲出に活用してもらうほか、広報パネルを区役所やアゼリア広報コーナー等で展示し、PR動画をアゼリアビジョンや各区モニター等で放映しました。	子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡易に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について、連絡先を記した子ども相談カード等の啓発物を作成、配布しました。また、保護者等にも周知を図るため区役所等に広報パネルを展示し広く広報しました。	子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、また、安心して相談ができ、簡易に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について、より一層の周知を図り、利用を促進することが必要です。	3	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当
							人権オンブズパーソン子ども教室推進事業（再掲）	■目的・目標：人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図るために実施します。 ■事業概要：人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図ります。	人権オンブズパーソン子ども教室を、小学校8校（32クラス、1,023人）、中学校4校（21クラス、658人）及び、児童養護施設3施設（54人）で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。	子ども教室でアンケートを取っているが、平成25年度の報告書によると「人権オンブズパーソンを知っていたか」の問いに、「今回初めて聞いた」と回答したものが、小学生で84.6%、中学生で81.8%だったものが、10年度の令和5年度の報告書では、小学生で49.1%、中学生で33.4%と大幅に減少しています。このように、人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、人権オンブズパーソン制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするることにより、人権オンブズパーソンの認知度は着実に高まっており、人権オンブズパーソン子ども教室の開催による成果が出てきているものと考えます。	引き続き人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、直接、児童・生徒、教員等に人権パーソン制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図ることが必要です。	3	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当
	(24) 関係機関と連携した相談・救済等 関係機関と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。	45 関係機関・団体との連携、各種相談窓口の充実、各学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等により、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。	35条		372		思春期保健相談	■目的・目標：思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図ります。 ■事業概要：各区地域みまもり支援センターにおいて、思春期の男女及びその保護者を対象に思春期特有の心やからだ、性に関することや性感染症等に対し個別相談を行います。また、市内の学校等に対して集団指導を実施します。	地域みまもり支援センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。 また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。	思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図るため、適正に事業を実施しました。 今後も各区における電話・面接での相談の周知を図るとともに、集団健康教育を効果的に実施していくことで、地域みまもり支援センターが思春期の心や体、性に関して相談できる場だということを生徒に向けて周知し、性に関する正しい知識の普及を図る必要があります。 また、集団指導においては引き続き実施する対象に合わせ、効果的な集団指導となるよう、学校・施設や講師との調整を綿密に行い実施する必要があります。	今後も各区における電話・面接での相談の周知を図るとともに、集団健康教育を効果的に実施していくことで、地域みまもり支援センターが思春期の心や体、性に関して相談できる場だということを生徒に向けて周知し、性に関する正しい知識の普及を図る必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
							児童家庭相談事業（再掲）	■目的・目標：子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭を援助します。 ■事業概要：子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護します。	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（令和5年度相談受付件数9,248件）。	様々な課題を抱える家庭に対して、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました。	多問題を抱えた家庭・児童への相談は今後も増える予想されることから、区役所及び児童相談所等関係機関のより効果的な連携の充実に向けた取り組み等を進めていく必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
							児童相談所相談事業（再掲）	■目的・目標：児童虐待や複雑・困難化する児童家庭相談に対し、専門性を生かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。 ■事業概要：相談ニーズの適切な把握と児童の意思や気持ちを尊重し、児童が解決の主体となるプロセスを尊重した適切な相談援助を実施します。	複雑・多様化する児童相談に適切に対応するため、職員一人ひとりの専門性の向上に取組、児童に関する専門相談機関として、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。	児童に関する専門相談機関として、職員一人ひとりの専門性の向上に取り組むことで児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。	児童の意思や気持ちを尊重し、子どもが解決の主体となるプロセスを尊重した適切な相談援助体制構築の必要は高く、職員の専門性向上が必須です。 引き続き職員の専門性の向上に取り組み、児童に関する専門相談機関として、児童の権利を尊重した相談援助を実施していく必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
							24時間電話相談（再掲）	■目的・目標：子ども自身や保護者の悩み等に対し24時間いつでも相談できる体制を整えます。 ■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、電話相談によって対応します。	児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受付できる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。夜間は民間企業に業務委託し、連携して支援にあたっています。	令和5年度は404件の相談電話があり、児童生徒や保護者一人ひとりに寄り添った支援を行うことができました。緊急を要する案件については、関係部署で迅速な連携につとめ、相談者の気持ちを和らげると同時に、適切な相談機関に繋げることができました。	相談窓口の一層の周知と、子どもが困ったことや悩みをいつでも相談できるように、また様々な相談に迅速に対応することができるように、他機関との円滑な連携を継続する必要があります。	3	教育委員会事務局	教育相談センター
							教育相談事業（再掲）	■目的・目標：友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談を行い、子ども、保護者を支援します。 ■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応します。	市内2カ所の相談室で友人関係やいじめの問題、不登校に関する相談を行いました。令和5年度は心理臨床相談員を2名増員すると同時に、業務改善を進め、申込から相談開始までの待機日数の縮減に努めました。電話相談では土日祝日を含め毎日対応できる体制を継続しました。また、ホームページの相談のご案内を改訂し、相談窓口の周知を図りました。	令和5年度は、来所面接相談では、84件の新規相談があり、約7割が不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、487件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。	子どもが困ったことや悩みを安心して相談できる体制を整え、様々な相談のニーズに応じて、学校や関係機関と連携し、迅速に対応するためにも、相談員の相談技能の向上と相談窓口の一層の周知を図る必要があります。	3	教育委員会事務局	教育相談センター

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和5年度進捗状況報告書 施策の方向Ⅴ 相談及び救済(条例第5章)														令和5年度の達成度(1～5の5段階評価で入力) 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った		
施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年の 達成度	所管局	所管課		
施策の方向Ⅴ 相談及び救済 子どもが相談しやすい環境の整備を進め、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。	(24) 関係機関と連携した相談・救済等 関係機関と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。	45 関係機関・団体との連携、各種相談窓口の充実、各学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等により、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。	35条		377	223	電話相談ホットライン(再掲)	■目的・目標：子どもや保護者等が抱えている悩みの相談・対応を行います。 ■事業概要：学校内外での人間関係などに不安を感じている人や悩んでいる人向けに、電話相談ホットラインを開設し、相談体制の構築を図ります。	学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」が開設されており、緊急を要する場合には関係課に電話を転送して、ただちにに対応できる体制を整えています。また、携帯電話やスマートフォンに登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導入し、対応しています。 電話番号が書かれたカード等を配付し手周知することに加え、児童生徒が活用しているGIGA端末のブックマークに登録をして周知しました。	毎年電話番号を周知することを徹底し、特に長期休業前には、相談先の一覧を児童生徒と確認をしています。また、相談が入った時には、関係各所が連携し、情報共有の下、迅速な支援や対応を行うことができました。	周知するために電話番号が書かれたカードの配布やGIGA端末のブックマークに登録を行ってきたが、周知方法についてさらに徹底するための検討を進めていきます。	3	教育委員会事務局	指導課		
					378	200 225 243	スクールカウンセラーの配置・活用(再掲)	■目的・目標：市立学校における不登校・いじめなどへの対応に、心理の専門性を生かしたカウンセリング等を行うためカウンセラーを配置等し、子ども、保護者を支援します。 ■事業概要：各学校に、専門的知識・経験を持つカウンセラーを配置、派遣し、教職員とは異なる側面から教育相談に応じます。また、教職員との情報共有などを通じて連携を図りながら、子ども・保護者への多面的な相談体制の構築をめざします。	市立中学校・高等学校へはスクールカウンセラーを週1回程度配置、市立小学校・特別支援学校には学校巡回カウンセラーを月2回程度定期派遣しました。心理の専門家として、相談業務だけでなく、教職員へのコンサルテーション、研修の講師、児童生徒の行動観察など、問題の未然防止につながる支援を行いました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。	令和5年度は、スクールカウンセラーは中高57校で、延べ相談人数が24,157人、学校巡回カウンセラーは小特117校で延べ相談人数が15452人であった。定期的に心理の専門家が学校に勤務することで、教職員と協力しながら、一人ひとりに寄り添った支援を行うことができました。	カウンセラーに対する学校にニーズは高まっており、配置日数の拡充やカウンセラーの資質能力の向上のための研修の充実、また安定的な人員確保など、校内支援体制の充実のために検討すべき課題があります。	3	教育委員会事務局	教育相談センター		
					379	222 236	スクールソーシャルワーカーの配置事業(再掲)	■目的・目標：不登校やいじめの問題等、子どもが置かれた状況に応じた支援を行います。 ■事業概要：スクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関と連携しながら、子どもが置かれている環境の調整を行い、課題を抱えた子どもを支援します。	各区に1名以上(全12名)のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者の相談を受け、関係機関につなげるなど、課題解決への対応を図りました。 定期的に、スクールカウンセラーや児童生徒指導担当者、児童相談所等関係機関の職員との情報共有を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ防止等について、連携体制の強化を図りました。	相談や支援を求める児童生徒及び保護者について、学校及び家庭への訪問により聞き取り等を行い、必要に応じて児童相談所等の関係機関と連携しながら、課題の解決を図りました。また、スクールカウンセラー等と定期的に情報提供を行い、学校支援の支援体制の充実を図りました。	ヤングケアラー等潜在的で多様なニーズに応えられるように、関係機関との連携による更なる相談機能の強化を進めていきます。	3	教育委員会事務局	教育政策室		
		46 子どもが安心して気軽に相談できるよう、SOSの出し方・受け止め方を伝える取組を行うほか、相談カードやホームページ等で広報し、相談・救済機関の周知と利用動員を行います。	35条	☆	380	345	かわさき子どもページ(再掲)	■目的・目標：子どもの権利条例や市内の子ども向けイベントについて川崎市ホームページ上に掲載し、子どもの安心・安全な生活や社会参加を支援するために事業を実施します。 ■事業概要：子どもにわかりやすい表現で、条例についてやイベント、相談窓口の情報などを川崎市ホームページ上で発信することで、子どもがより安心して豊かに生活し、社会に参加するきっかけとなるよう支援します。	夏、秋・冬、春の3回に分けて、子どもが参加できるイベント情報を、庁内各部署からの依頼により掲載しました。 各施設や相談機関等の紹介については、リンクの追加修正などを随時行いました。 令和5年3月18日からは、ホームページリニューアルに伴い、子どもの意見を取り入れた新しいページを作成しました。	子どもが参加できるイベント情報を、庁内各部署からの依頼により掲載したことにより、子どもの社会参加の促進につながりました。 ホームページリニューアルに伴い、子ども会議の協力の下、子どもの意見を取り入れ、より使いやすく親しみやすいホームページを作成できました。	新しいこどもページを活用してもらうため、情報の更新や修正を随時行い、子どもが安心して利用できるように努めます。	3	こども未来局	青少年支援室		
				☆	381		SOSカードの作成・配布	■目的・目標：学校に通う子どもが気軽に相談できるようSOSカードを作成し配布します。 ■事業概要：増加し続ける児童虐待の早期発見・予防のため、子ども自身が相談の電話をかけられるよう、児童虐待防止センター等の電話番号を明示した名刺サイズのカードを配布します。	子ども自身が相談の電話をかけられるよう、児童虐待防止センター等の電話番号を明示したカードを市内の全小・中・高校へ配布し、周知を図りました(配布枚数141,330枚)。	毎年夏休み前に配布することで長期間家庭にいる間に児童に相談できる場所があることを伝えていることができました。	子どもだけでなく一般市民向けにも広く児童虐待防止センター等について関心を持ってもらうための効果的な広報の仕方を検討する必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室		
				☆	382		児童相談所等の周知・広報	■目的・目標：児童相談所は子ども自身からの相談も可能であることを広く周知します。 ■事業概要：児童相談所のホームページや広報資料等に子ども自身からの相談も可能なことを記載する等、子どもが安心して気軽に相談できるよう広報します。	川崎市ホームページを活用し、子ども本人からも相談できるよう、周知・広報に努めました。 子どもが安心して気軽に相談できるよう、各種連絡会議や研修等を活用し、児童相談所の広報を図りました。	川崎市ホームページを活用し、子ども本人からも相談できるよう、周知・広報に努めました。	児童自身が相談しやすい環境を整えるため、ホームページからの相談についても、引続き広報していく必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室		
				☆	383	287	定時制生徒自立支援事業(再掲)	■目的・目標：様々な課題をもつ定時制生徒の中途退学の防止や進路実現において自立した人材として成長していけるようにする支援を目的としています。 ■事業概要 各定時制高校内でカフェ形式の生徒の居場所を作り、食糧、学習、生活・自立支援、就労支援等を行うことにより、生徒が安心して学校に通い続けられ、中途退学者を減らすとともに、卒業後の自立を支えます。	各定時制高校(4校)で年に20回程度、カフェ形式の居場所を開設し、利用した生徒の食糧、学習、生活・自立支援、就労支援等を行いました。	各定時制高校内にあるカフェを生徒が利用し、食事や交流をしたり、相談・個別サポート、キャリアサポート、学習サポート受け、自立支援の一助となりました。	引続き、定時制課程のある全校で実施します。	3	教育委員会事務局	指導課		
				☆	384	221 235	相談カード「ひとりで悩まないで」の作成、配布(再掲)	■目的・目標：様々な悩みを抱える児童生徒に対して、相談できることを紹介し、ひとりで悩むことなく早期解決を図るための取組を行います。 ■事業概要：児童生徒、教職員に対して様々な相談機関を記載したカードを配布し、個別の悩みに対して救済する支援を行います。	相談カードを118,500作成し、市立小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒のほか、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て子どもたちが相談できるような環境づくりを行いました。 児童生徒が容易に相談しやすくするため、メールやLINEで相談できるサイトにアクセスできる二次元コードを引続き掲載しました。	子どもたちにとってより使いやすいカードにしたり、学校、関係諸機関で配布できたことで、一人ひとりに相談できる機関があることを伝えることができました。また、児童生徒が容易に相談しやすくなるため、二次元コードを付けることで、環境の整備を進めることができました。	カードを配布することで、児童生徒一人ひとりに相談機関を伝えることはできましたが、「困ったときに相談していい」という意識の醸成は、他の事業と合わせて引き続き行う必要があります。	3	教育委員会事務局	教育政策室		
		☆	385	6 105 227	かわさき共生＊共育プログラム(再掲)	■目的・目標：子どもたちの豊かな人間関係をつくり、いじめ・不登校の未然防止を図るための事業を実施します。 ■事業概要：市内公立学校において、いじめ・不登校の未然防止として、社会性を育成する「かわさき共生＊共育プログラム」を実施し、自分や他者の人権の尊重について理解し、よりよい人間関係を築くための方法やルール、SOSの出し方・受け止め方などのスキルを学び、集団づくりを促進します。	「かわさき共生＊共育プログラム」の担当者に向けて、4月と8月に集合形式での研修を行いました。また、学校からの要請等による研修も開催し、「個性の違いを認められる」とことや「自分を表現し、その意見が尊重され、仲間と分かち合うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介しました。さらに、事業の啓発を継続するとともに「教育だより」などを活用した広報に努めました。 各学校で、昨年度から実施している「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の1時間を含む年間7時間を標準時数としてエクササイズを実施しました。安心して生きる権利の周知とあわせて取り組みました。	担当者会や要請研修等の中で「かわさき共生＊共育プログラム」の理念や子どもの権利に関する条例についての理解を深める取組や学校における相談体制づくりの支援を行うことで、児童生徒の豊かな人間関係づくりをはかり、子どもの権利についての学習機会を設けることができました。	教職員・児童生徒とともに自分や他者の人権尊重の理解につながる取組の充実に努めていますが、子どもたち一人一人の把握に努め、子どもの心に寄り添う相談体制づくりや、意識の醸成には、まだ課題があると捉えています。学校支援を継続し、子どもの権利の保障につなぎたいと考えています。	3	教育委員会事務局	教育政策室				